

ご利用について

開館時間

午前9時～午後10時

休館日

○毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日)

○12月29日～1月3日

利用申込み

(令和5年10月1日改定)

市内の方は、希望日の13か月前から受け付けます。

市外の方は、希望日の12か月前から受け付けます。所定の申請書で申込みください。

基本使用料

(令和元年10月1日改定)

区分	使用区分		午前	午後	夜間	全日
	名称及び室名		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
基本使用料	コミュニティホール	平日	8,380	11,110	14,250	33,730
		土、日、休日	10,060	13,310	17,080	40,440
	リハーサル室		420	630	840	1,890
	楽屋1		310	420	520	1,260
	楽屋2		420	520	630	1,570
	会議室		630	840	840	2,310
	和室1		1,050	1,360	1,570	3,980
	和室2		630	840	840	2,310
	展示室1		1,360	1,890	2,100	5,340
	展示室2		840	1,150	1,470	3,460
展示室3		940	1,360	1,570	3,880	
附属設備、備品等	午前、午後若しくは夜間又は全日の区分ごとの単位につき、10,480円以内で規則に定める額					
割増等使用料	<p>1 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、基本使用料に次に定める割合で算定した額を加算した額。この場合、入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として算定する。</p> <p>(1) 500円以上1,000円未満 5割</p> <p>(2) 1,000円以上2,000円未満 8割</p> <p>(3) 2,000円以上 10割</p> <p>2 入場料を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に10割を加算した額</p> <p>3 使用目的の練習、準備等のために舞台のみを使用する場合は、基本使用料の5割に相当する額</p> <p>4 展示室2を分割して使用する場合は、基本使用料の5割に相当する額</p> <p>5 冷暖房を使用した場合は、コミュニティホールにあつては1時間につき2,100円を加算した額、その他の室にあつては基本使用料に6割を加算した額</p> <p>6 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、1時間につき当該使用区分に係る基本使用料の3割に相当する額、附属設備備品等の使用料の3割に相当する額及び冷暖房使用料の3割に相当する額(コミュニティホールの冷暖房使用料については、1時間につき2,100円)の合算額</p>					

※舞台等の附属設備は別途使用料が必要です。